

横手市週休2日制工事に関する運用

令和6年3月7日
横手市建設部建設課

横手市週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、運用を次のとおり定める。なお、営繕工事、農業農村整備工事、森林整備保全工事については、別途定める。

要綱第2条関係（定義）

- 1 要綱第2条（1）の「週休2日」は、次により区分される。
 - ① 完全週休2日（土日） 対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。1週間とは月曜日から日曜日までの期間を基本とする。
なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に現場閉所ができない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
 - ② 月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（現場閉所率28.5%）以上を達成しているものとみなす。
 - ③ 通期の週休2日 対象期間において、土日に限定せず、4週8休（現場閉所率28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- 2 要綱第2条（1）、（3）の「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間をいう。なお、次の①～③の期間は除く。
 - ① 夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間
 - ② 工場製作のみを実施している期間
 - ③ 工事全体を一時中止している期間
- 3 要綱第2条（3）の「週休2日交替制」は、次により区分される。
 - ① 完全週休2日交替制 対象期間において、全ての週で技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保し、休日率を28.5%（2日／7日）以上にする取組。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得していれば、完全週休2日を達成しているものとみなす。
 - ② 月単位の週休2日交替制 対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保し、全ての月で休日率を28.5%（8日／28日）以上にする取組
 - ③ 通期の週休2日交替制 対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保し、休日率を28.5%（8日／28日）以上にする取組

要綱第3条関係（休日）

1 現場閉所の確認方法

発注者は、受注者に対し、毎月の履行報告書（様式1-1参照）に勤務状況確認表（様式1-2参照）を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

完全週休2日（土日）において、対象期間の最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休2日（土日）を達成したものとみなす。

なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

2 交替制の確認方法

発注者は、受注者に対し、毎月の履行報告書（様式2-1参照）に休日状況確認表（様式2-2参照）を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

完全週休2日交替制において、対象期間の最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休2日交替制を達成したものとする。

なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）

1 次の工事については、対象外とする。

（1）現場工事が4週間未満と見込まれる工事

（2）設計額が横手市契約規則に定める随意契約の限度額以下の工事

2 発注者は、対象外工事を除く全ての工事について、完全週休2日（土日）制工事により発注することを原則とする。

3 受注者は、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の取組について、工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議するものとする。（通期の週休2日は必須）

4 現場閉所を行うことが困難な工事については、完全週休2日交替制工事により発注することを原則とする。この場合、受注者は、完全週休2日交替制又は月単位の週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議するものとする。（通期の週休2日交替制は必須）

5 発注者は、週休2日制工事とする場合は、特記仕様書に週休2日制工事であること（週休2日又は週休2日交替制）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。

6 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でない」と判断した場合」とは、当該週休2日制及び週休2日交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び週休2日交替制を実施することが困難又は不適切であると発注者が判断した場合とする。

要綱第5条関係（工期の変更）

1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。

2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第6条関係（その他）

【工事費の積算に関すること】

1 土木工事における積算は、「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に準ずるものとし、根拠規定に関する事項は該当する市の規定に読み替えて運用するものとする。

2 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、発注者と協議すること。

【その他】

1 余裕を持った工期設定を行うこと。ただし、舗装工事（新設及び修繕・補修）については、「Ⅰ 秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準（案）による場合」により工期設定を行うこと。

2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、週休2日を考慮したものを受注者に提出させるものとする。

3 各種参考様式（1-1、1-2、2-1、2-2）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日建第927号 一部改正）

1. この運用は、令和6年10月1日から施行する。
2. この運用による改正後の横手市週休2日制工事に関する運用の規定は、令和6年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和7年4月1日建第147号 一部改正）

1. この運用は、令和7年4月1日から施行する。
2. この運用による改正後の横手市週休2日制工事に関する運用の規定は、令和7年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和7年9月30日建第943号 一部改正）

1. この運用は、令和7年10月1日から施行する。
2. この運用による改正後の横手市週休2日制工事に関する運用の規定は、令和7年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和8年9月3日建第827号 一部改正）

1. この運用は、令和8年10月1日から施行する。
2. この運用による改正後の横手市週休2日制工事に関する運用の規定は、令和8年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

特記仕様書 ※記載例

第 1 編 共通編 第 1 章 総則 1－3 週休 2 日制工事の対 象	完全 週休 2 日 （土 日）	・本工事は、横手市週休 2 日制工事（完全週休 2 日（土日））である。 ・受注者は、完全週休 2 日（土日）又は月単位の週休 2 日の取組について、工事着手前に発注者と協議するものとする。 ・実施にあたっては、「横手市週休 2 日制工事実施要綱」及び「横手市週休 2 日制工事に関する運用」に基づいて行うものとする。
	完全 週休 2 日 交替 制	・本工事は、横手市週休 2 日制工事（完全週休 2 日交替制）である。 ・受注者は、完全週休 2 日交替制又は月単位の週休 2 日交替制の取組について、工事着手前に発注者と協議するものとする。 ・実施にあたっては、「横手市週休 2 日制工事実施要綱」及び「横手市週休 2 日制工事に関する運用」に基づいて行うものとする。

(削除)